

射水市テレビ会議システム調達仕様書

令和2年7月

射水市 財務管理部 総務課

1 全体概要

1. 1 調達件名

射水市テレビ会議システム提供業務

1. 2 調達の背景と目的

射水市では、射水市役所、大島分庁舎、布目分庁舎と3つの庁舎で業務を行っている。

近年多発する集中豪雨等による気象災害や新型コロナウイルス感染症の対応等において、各庁舎と射水消防本部、射水市民病院等の関係職員が緊急に会議を開催する機会が増加しており、更には、新型コロナウイルス感染症の予防対策として新しい生活様式が示される中、一カ所に集合することなく、遠隔地をオンラインで結んだ会議等の開催も増加している。

このような中、情報セキュリティを保ちながら迅速かつ安全にオンラインによる会議等が実施できる環境を整えることにより、市役所内業務の維持・向上を図ることを目的としている。

1. 3 調達における基本方針

(1) テレビ会議システム（会議室に据え置き型）の整備

- ①射水市役所、大島分庁舎、布目分庁舎、射水消防本部、射水市民病院の5箇所の施設内で指定する会議室にテレビ会議システム（テレビ会議専用機端末、マイクスピーカー、ウェブカメラ等）を常設し、複数の職員が参加するオンライン会議を迅速に開催できる環境を整備すること。

<設置場所>

	施設名	設置場所	想定参加数
1	射水市役所（射水市新開発 410 番地 1）	会議室 301（約 124 m ² ）	20 名
2	大島分庁舎（射水市小島 703 番地）	301 会議室（約 37 m ² ）	10 名
3	布目分庁舎（射水市布目 1 番地）	1 階会議室（約 32 m ² ）	5 名
4	射水消防本部（射水市橋下条 1522 番地）	2 階会議室（約 66 m ² ）	5 名
5	射水市民病院（射水市朴木 20）	3 階会議室（約 30 m ² ）	5 名

- ②大島分庁舎、布目分庁舎、射水消防本部、射水市民病院の4箇所にテレビ会議用の液晶ディスプレイ（モニターサイズ 43 型以上）を新たに設置すること。射水市役所は、既設の 80 型液晶ディスプレイ（Panasonic TH-80LFB70J）を活用すること。
- ③射水市役所、大島分庁舎、布目分庁舎、射水消防本部、射水市民病院の施設以外と接続したオンライン会議も可能なこと。
- ④非公開の会議も考慮し、安全性及び信頼性を重視したシステムであること。

(2) Web会議システム（タブレット端末等を利用）の提供

- ①少人数でのオンライン会議を実施するため、テレビ会議システム以外にも、タブレット型端末、モバイル端末等からも会議が開催できること。

(3) 初期設定作業

①テレビ会議システムの設置・設定等

テレビ会議に必要な機器調達、搬入・設置、稼働確認を行うこと。

※本仕様書に明記されていない事項でも、テレビ会議システムを構築するにあたり、当然備えるべき性能及び機能については完備し、支障なく会議が実施できること。

②タブレット端末等への事前設定

迅速にオンライン会議が実施できるように、本市が所有するタブレット端末に事前設定（アプリのインストール等）を実施すること。

<想定端末> Microsoft Surface Pro (Windows10) 150台
Apple iPad (iOS 13.5.1) 2台

③操作研修

一般職員及び幹部職員を対象とした研修を実施すること。

2 システム要件

以下の機能を基本とし、有していない機能については、「プロポーザル実施要領（別紙4）機能要件一覧表」により、事前に報告すること。

2. 1 全般

機能	内容
動作環境	クラウド型のサービス利用が可能であること。
	テレビ会議専用機端末、タブレット端末、スマートフォン等から利用が可能であること。
通信環境	有線LAN及び無線LANのインターネット回線を利用するものであること。
	本市が利用する富山県情報セキュリティクラウドを通して利用できること。
	音声、映像、資料等の通信をひとつの通信ポートで実現できること。
言語・音声	利用言語は日本語と英語の選択が可能であり、利用言語が異なるユーザ同士でも会議が可能であること。
	音声品質は、16kHz以上の性能があること。
同時接続数	同時接続数30台まで利用が可能なこと。
	同時接続数の範囲内で、複数の会議が開催できること。
	将来的に同時接続数の拡張が可能なこと。

2. 2 会議システム

機能	内容
基本機能	会議には、日時を指定した参加又はその場で参加のいずれかの方法で可能なこと。
	ID・パスワードを知らせず、ユニークなURLもしくは暗証番号で第三者を招待可能なこと。
帯域制御	会議中の回線環境に応じて利用帯域の設定を自動で行い、低速回線（最低 256Kbps）での接続を考慮した機能を有すること。
	端末の高負荷を考慮した機能（音声のみの接続）を有すること。
	端末ごとに画質、利用帯域、表示拠点数などを個別設定可能な機能を有すること。
	会議室ごとに設定した帯域範囲で各端末の利用帯域を割り当てる機能を有すること。
	回線速度の低下や環境状況の変化により、会議継続が困難な場合、その状況を表示する機能を有すること（サジェスト機能）
映像・音声の制御	カメラとマイクスピーカーのオン・オフ制御が個別にできる機能を有すること。
	会議参加者が発言する際は、発言権などの付与は必要とせず、自由に発言ができること。
	発言者が誰かわかるように目立つ機能を有すること。
	エコー（反響）やハウリングが起きるのを防止する機能を有すること。
	発言者の音量を自動調整する機能を有すること。
	映像表示レイアウトを切り替える機能を有すること。
	映像は6拠点以上の表示が可能で、音声は同時に発言された場合に3拠点以上の音声を他の拠点で聞くことができること。
画面共有機能	会議参加者の端末画面を他の会議室参加者の端末上にリアルタイムに表示し、共有する機能を有すること。
管理機能・セキュリティ	管理用画面を有し、利用時間をはじめとした会議情報等の照会やログ（CSV形式）のダウンロードが可能なこと。
	パスワードの管理機能を有すること。
	各テレビ会議専用機端末の管理情報（IPアドレス、MACアドレス、バージョン等）を一覧で表示する機能を有すること。
	会議室ごとに、個別の制限がかけられること。
	システムを管理する上で必要な情報は、国内にあるデータセンター内のサーバに保存することとし、海外のデータセンターには保存しないこと。
	通信は暗号化できること。
	会議室への入室前及び入室中に、会議に参加している人を確認する機能を有すること。

	参加者を一覧で閲覧することができること。
	特定の参加者を強制退室させる機能を有すること。
他の会議システムとの連携	会議操作や管理操作を他の会議システムと連携できる機能を有すること。(API)

2.3 テレビ会議専用機端末

機能	内容
機能	本体起動から5分以内に会議を開始できること。(アップデート時を除く。)
	本体の電源投入後は、1つのリモコンで簡単に操作できること。
	USBの映像デバイス、音声デバイスが利用可能なこと。
	会議アプリケーションのアップデート及びダウングレードできる機能を有すること。
性能	フルHD(1920×1080ピクセル)以上の解像度で出力可能なHDMIポートを搭載していること。
	ギガビット対応のLANポートを搭載していること。
	無線LAN接続が可能であること。
	3.5mmのスピーカー端子を搭載していること。
	3.5mmのマイク端子を搭載していること。
	USBポートを3ポート以上搭載していること。

2.4 ウェブカメラ

機能	内容
性能	射水市役所、大島分庁舎、布目分庁舎、射水消防本部、射水市民病院の指定する会議室(5箇所に設置) 会議室や参加予定人数を基に最適な機器を提案してください。

2.5 マイクスピーカー

機能	内容
性能	射水市役所、大島分庁舎、布目分庁舎、射水消防本部、射水市民病院の指定する会議室(5箇所に設置) 会議室や参加予定人数を基に最適な機器を提案してください。

2.6 液晶ディスプレイ

機能	内容
性能	大島分庁舎、布目分庁舎、射水消防本部、射水市民病院の指定する会議室(4箇所に設置) テレビ会議用に使用する液晶ディスプレイ(モニターサイズ43型以上)を提案してください。

3 導入作業

3.1 契約等

契約及び支払いを以下の3つに分類すること。

(1) 物品購入

テレビ会議専用機端末、マイクスピーカー、ウェブカメラ、液晶ディスプレイ等

(2) 初期設定作業委託

テレビ会議システムの設置・設定等、タブレット端末等への事前設定、操作研修

(3) システム利用料

システム利用料（年額）

3.2 システム稼働スケジュール

(1) 導入作業

契約締結日から令和2年9月30日

※令和2年9月4日までに審査結果の通知を予定

(2) システム利用開始日

令和2年10月1日

3.3 システム操作研修

提案するテレビ会議システムの操作について、わかりやすい操作マニュアルを作成し、射水市に提出すること。

上記マニュアルを作成後、多くの職員が利活用できるよう、受注者は以下の操作研修を実施することとする。なお、研修会場の用意は、射水市で行うが、研修に要する資料、講師及び補助者を提供することとする。

(1) 一般職員向け研修（40名程度を想定）

会議システムを業務で使用する一般職員に、システム操作に関する研修を行うものとする。

(2) 幹部職員向け研修（25名程度を想定）

射水市役所、大島分庁舎、布目分庁舎、射水消防本部、射水市民病院の5箇所の会議室を接続したオンライン会議を開催し、システム操作説明と各会場の操作支援を行うものとする。

4 運用・保守

安定したサービス提供を行うため、以下の運用・保守要件を満たすものとする。

なお、運用・保守費用は、サービス利用契約に含むものとする。

4. 1 運用要件

(1) サービス利用時間は原則として、24時間365日（システムメンテナンスに要する時間は除く）とする。

(2) 本システムの安定稼働を目的とし、アプリケーションのバージョンアップを行うものとする。

(3) 射水市の業務端末及び一般に普及したOSやブラウザのバージョンアップに対応するため、システムのアップデートを速やかに行うこと。

4. 2 保守要件

故障等が発生した場合、平日8時30分から17時までの間に対応すること。

※原則として、土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除くが、緊急を要する場合は、対象外となる日又は時間帯においても故障対応を行なうこと。

5 その他

5. 1 機器以外の納入物品

受注者は、以下の書類を紙媒体及び電子媒体（DVD等）で各1部提出すること。電子媒体については、射水市の端末で読み取り可能な形式で提出すること。

(1) 契約後

- ①業務着手届
- ②作業工程表

(2) 業務完了時

- ①業務完了届
- ②機器一覧
- ③動作確認報告書
- ④機器保証書、カタログ、マニュアル等
- ⑤操作マニュアル（研修テキスト）
- ⑥ライセンス証書

※その他、射水市と協議の上、必要と判断された成果物があれば別途提出すること。

5. 2 秘密保持

受注者は、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）を本事業の目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置をとるものとする。

5. 3 瑕疵担保責任

本事業の実施にあたり、受注者に起因とする不具合が発見された場合は、受注者の責任において、無償で対応を行うものとする。

5. 4 疑義

本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項、疑義、作業の性質上当然必要な事項、法令又は慣例によって履行しなければならない事項が生じた場合は、両者協議し、射水市の指示に従うもの。